

議案第八号

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月中央区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。